

「元気いっぱい・笑顔いっぱい」

特別支援教育統括コーディネーター 加賀谷 勝

「障害種別と程度に基づく多様な学びの場」

主に知的障害の程度と教育の場に関する法令・通知を基に、今後の就学相談の際に役立つ情報を紹介します。



1 知的障害の程度と教育の場・機会に関する法令・通知のポイント

教育の場	対象となる障害種別・程度に関する法令・通知	知的障害の有無と程度	他人との意思疎通	日常生活の営み	社会生活への適応	通常の学級の学習への参加
知的障害 支援学校	学校教育法施行令 22条の3 1項	有 22条の3該当	困難	頻繁に援助		困難
	学校教育法施行令 22条の3 2項	有 22条の3該当	軽度の 困難	一部援助	著しい 困難	困難
知的障害 学級		有 22条の3 非該当	軽度の 困難	一部援助	困難	困難
自閉症・ 情緒障害 学級	障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）	無 但し、自閉症又はそれに類するもの	困難			困難
通級による指導	25文科初第756通知	無 自閉症又はそれに類するもので、一部特別な指導を必要とするもの	困難			おおむね 参加可能

※参照：「実践みんなの特別支援教育5月号」

2 ミニ解説

（1）知的障害特別支援学校の対象となる障害と程度（学校教育法施行令22条の3）

一項 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの。

二項 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの。

（2）知的障害学級の対象となる障害と程度（文部科学省平成25年10月 第756通知）

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの。

→ 「知的発達の遅滞があり」とは、認知や言語などに関わる知的機能の発達に明らかな遅れがあるという意味。精神機能のうち、情緒面とは区別される知的面に、同年齢の子どもと比較して平均的水準より明らかな遅れが有意にあるということ。IQ70以下より低いなど数値で示されていないため、知能検査を基に、医師による診断書が重要となる。

（3）自閉症・情緒障害学級の対象となる障害と程度（文部科学省平成25年10月 第756通知）

一項 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの。

二項 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの。

→ 「他人との意思疎通が困難である」とは、一般にその年齢段階に標準的に求められる言語等による意思の交換が困難であるということ。

- 「対人関係の形成が困難」とは、他人から名前を呼ばれたことに気が付いて振り向く、他人からの働き掛けに応じて遊ぶ、自分や他人の役割を理解し友達関係や信頼関係を築くことなどが、一般にその年齢段階に適した状態に至っていないこと。
- 「それに類するもの」とは、ここではアスペルガー症候群を含む広汎性発達障害のことを示している（LDやADHDは含まれていない）。知的障害を併せ有する子どもで、各教科を知的特別支援学校の各教科に替える必要がある場合は、知的障害特別支援学級で学ぶことについても十分検討する必要がある。

（４）通級による指導の対象となる障害と程度（文部科学省平成25年10月 第756通知）

①自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。

②情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。

③学習障害者（LD）

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの。

④注意欠陥多動性障害者（ADHD）

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの。

- 「通常の学級での学習がおおむね参加でき」とは、通常の学級での各教科等の学習において障害による困難さに対する指導上の工夫や個に応じた手立てにより、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、学ぶことができる状態。

- 「一部特別な指導を必要とする程度のもの」とは、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための特別な指導が一部継続的に必要な子どもを指す。



3 就学に関する事前の相談・支援の実施に当たっての留意点

- ・県主催の就学と教育に関する相談会や市町村教育委員会による就学相談等、様々な活動が早い時期から用意され、提供されることを本人及び保護者に対して事前に周知する。
- ・子どもの健康、学習、発達、成長という観点を最優先する立場で話合いに臨む。
- ・本人及び保護者の意向は可能な限り尊重されることを伝え、保護者が安心して相談に臨むことができるようにする。
- ・適時、適切な情報提供、きめ細やかな配慮と工夫に努める。
- ・就学先となる学校や学びの場が固定的なものではなく、実際の就学先決定後も障害の状態等を踏まえ、転学や学びの場の変更が可能であり、柔軟なものであることを分かりやすく伝える。

小学校の特別支援学級の見学を希望する場合は地域の教育委員会の就学担当者へ、特別支援学校小学部の見学については、直接、園から特別支援学校（教頭先生）に連絡することになります。実際に見学することで本人及び保護者が具体的にイメージできるので、ぜひ計画することをお勧めします。見学の際、「また来てね」と温かい言葉を掛けてもらい、就学先を決めた保護者もいます。百聞は一見に如かず！



とれたて直送便



「お兄さんのプライド」

入学当時、授業中に離席して教室から飛び出したり、床に寝転がったりしていたRさんが大きく変身しました。担任の先生に理由を尋ねたところ、「弟が入学し、お兄さんとしてカッコいい姿を見せなきゃという気持ちが変わるきっかけになった」と教えてくれました。